

インダイレクト・チャネル・パートナー契約 – v.Japan 04.25.07 (参考和訳)

シスコのインダイレクト・チャネル・パートナーとして登録されるためには、貴社は、このインダイレクト・チャネル・パートナー契約（以下「本契約」という。）の条件を承諾しなければなりません。本契約は、下記パートAで定義された「プロフェッショナル・サービス・プロバイダー」及び「リセラー」に該当する登録パートナーに適用されます。

本契約は、〒107-6227 日本国東京都港区赤坂 9-7-1 に主たる営業所を有する日本国法人であるシスコシステムズ合同会社（以下「シスコ」という。）と、貴殿がパートナー登録申請に名称を記載した会社（以下「本パートナー」という。）との間で締結されます。本パートナーがリセラー（以下に定義する）でもある場合、本パートナーは、本契約のパートBにおいて「リセラー」と呼ばれることもあります。本契約は、本パートナーが承諾した日（以下「契約発効日」という。）に効力が生じます。

本契約は、3つのパートに分かれ、以下のとおり適用されます。

パートA 定義：全ての登録パートナーに適用されます。

パートB リセラーの条件：リセラーとして活動する登録パートナーのみに適用されます。

パートC 一般条件：全ての登録パートナーに適用されます。

本パートナーが本契約を提出した日において有効な既存契約にシスコ及び本パートナーが署名していた場合、既存契約が本契約に優先します。既存契約が存在しない場合、本契約は、本契約の主題に関する両当事者間の完全合意を構成し、両当事者間の従前の口頭又は書面によるコミュニケーションに取って代わり、当該コミュニケーションはすべて排除されます。リセラーとして活動する登録パートナーが本契約の締結後に一次代理店契約（以下「システム・インテグレータ契約」という。）をシスコとの間で締結した場合、当該システム・インテグレータ契約が本契約に優先し、本契約に取って代わります。本契約に明記されていない、明示的又は黙示的な、他の条件、了解、合意、表明又は保証は存在しません。本契約は、パートCの第11.6条の定める条件に従って、シスコ及び本パートナーが作成した書面によってのみ修正されるものとなります。

パートA 定義

- 付加価値**とは、本パートナーがエンドユーザーに提供するトータルソリューションのうち、シスコ製品以外の構成要素又は部分をいいます。付加価値の例としては、シスコ製品のエンドユーザーから本パートナーが受領した総収入の相当な部分を占める、販売前及び販売後のネットワーク設計、コンフィギュレーション、トラブルシューティング、並びに補足的な製品及びサービスのサポート及び販売が存在します。本パートナーの販売員と見込みエンドユーザーとの間のコミュニケーションに実際に顔を合わせたやりとりが介在しない場合、本パートナーは、電話販売、カタログ販売及びインターネット上での販売が付加価値を含まないことを確認します。本パートナーは、さらに、エンドユーザーへのファイナンス・オプション及び/又はネットワークサービスの提供が付加価値を構成しないことを確認します。
- 公認供給元**とは、シスコにより契約地域内でシスコ製品及びサービスを本パートナーに対して再販売することを認められた販売業者です。公認供給元は適宜 http://tools.cisco.com/WWChannels/LOCATR/jsp/distributor_locator.jspにおいて特定されるか、又は適宜、別途シスコにより定められます。
- シスコ・サービス**とは、シスコ製品のメンテナンス及び技術サポート含むがこれらに限られない、エンドユーザーのためにシスコが行うサービスをいいます。
- エンドユーザー**とは、(i) 再販売、再マーケティング又は頒布のためではなく、自己の内部使用のためにシスコ製品及び/又はシスコ・サービスを取得し、かつ (ii) 以下のパートBの第3.1条に従いリセラーにより当該購入者又はライセンスと特定された、最終の購入者又はライセンスをいいます。

5. **エンドユーザーの義務**とは、サービス・ディスクリプションに記載されたエンドユーザーの責任に加えて、シスコ・サービスを購入する際にエンドユーザーが遵守すべき義務です。エンドユーザーの義務は、www.cisco.com/go/servicedescriptionsに掲載されています。
6. **内部使用**とは、以下に定める再販売の定義に該当しない、エンドユーザー自身またはリセラーの内部使用のためにシスコ製品を業務用を使用することをいい、下記の再販売の定義とは異なります。誤解を避けるために言及しますが、リセラーが第三者に対してマネージド・サービスを提供するためにシスコ製品またはシスコ・サービスを利用することは「内部使用」には該当しません。
7. **本マーク**とは、シスコ登録パートナーロゴ、及び本パートナーが資格を有するシスコ公認パートナーの各マークをいいます。当該マーク及び該当する資格要件は、シスコのウェブサイトwww.cisco.com/go/partnerlogoに掲載されています。
8. **ネットワークサービス**とは、インターネットへのアクセス、データ及び音声伝送、当該伝送に関する遠距離通信サービス、並びに上記に関連するネットワーク装置の管理をエンドユーザーに提供することをいいます。
9. **偽造品**とは、(i) シスコの同意を得ずに、本マーク又は他のシスコの商標若しくはサービスマークを付けられた、(ii) シスコ、シスコ・テクノロジー・インク（「CTI」）またはシスコもしくはCTIにより許諾された製造業者により許諾条件にしたがって生産されたもの以外の、(iii) 真正のシスコ製品を偽造又は模倣する意図で生産された、又は(iv)あらゆる形態の著作権表示、商標、トレードマーク、ロゴ、機密性の表示、シリアル・ナンバー又は他の製品特定情報が削除、変更、又は破壊された、全ての製品をいいます。
10. **既存契約**とは、シスコのシステム・インテグレータ契約、ディストリビューター契約、又は、その他名称は異っても本パートナーにシスコからシスコ製品を直接購入しエンドユーザーにそれを直接的若しくは間接的に再販売する権限を与える、実質的に類似した内容のすべてのシスコの契約をいいます。
11. **シスコ製品**とは、シスコのハードウェア製品、本ソフトウェア製品及び関連するドキュメンテーションであって、下記ウェブサイトに記載されたシスコのチャネル・パートナー・プログラムの規定に基づく登録、サートファイケーション及び／又はスペシャリゼーションにおいてパートナーレベルに到達した会社に再販売（ソフトウェアの場合には、そのようなソフトウェアを使用するためのライセンスを付与）するためにシスコが公認供給元に提供するものをいいます。
www.cisco.com/go/channelprograms
12. **プロフェッショナル・サービス**とは、シスコ製品に関する研修以外の、本パートナーがエンドユーザーのために行うシスコ製品に付加価値を提供する販売前又は販売後のサービスをいいます。当該サービスは、シスコ製品に関する、販売前及び販売後のネットワーク設計、コンフィギュレーション、トラブルシューティング及びサポートを含みますが、これらに限られません。
13. **プロフェッショナル・サービス・プロバイダー**とは、エンドユーザーに自己の販売前及び／又は販売後のプロフェッショナル・サービスを提供することを希望する登録パートナーをいいます。
14. **登録パートナー**とは、シスコパートナー登録ツールを用いて登録し、このインダイレクト・チャネル・パートナー契約の条件を承諾した、プロフェッショナル・サービス・プロバイダー及び／又はリセラーをいいます。
15. **登録パートナーロゴ**とは、「登録パートナーロゴ」として特定され、http://www.cisco.com/partner/MWChannels/marketing_promotions/tools/logosに掲載されているロゴをいいます。
16. **再販売**は、シスコ製品又はシスコ・サービスの以下の販売又は処分を含みます：(a) エンドユーザーへのシスコ製品又はシスコ・サービスに係る財産権の移転（本ソフトウェアについては、本ソフトウェアの使用権を与えるライセンス、及び、シスコ・サービスについては、当該サービスを受ける権利）、又は(b) リース会社などの金融仲介業者への財産権の移転（本ソフトウェアについては、本ソフトウェアの使用権を与えるライセンス、及び、シスコ・サービスについては、当該サービスを受領する権利）であり、仮に、当該リース会社がリセラーの関連会社であっても、シスコ製品又はシスコ・サービスが関連会社ではないエンドユーザーにより使用されるときはこれに含まれます。本契約において「再販売」という用語は、特定の顧客又は一般の人々へのネットワークサービスの提供を目的としたシスコ製品又はシスコ・サービスの購入、ライセンス、サブライセンス、頒布又は使用を含みません。動詞として用いられる「再販売する」とは、再販売に従事することをいいます。
17. **リセラー**とは、公認供給元からシスコ・サービス及びシスコ製品を購入し及び／又はそのライセンスを受け、これをエンドユーザーに直接再販売する、登録パートナーをいいます。

18. **サービス**とは、シスコが価格表において販売のために提供するシスコ・ブランドのサービスを意味し、以下に記載されています：www.cisco.com/go/servicedescriptions/
19. **サービス・ディスクリプション**とは、シスコ・サービスの購入日現在においてシスコからリセラーを通じてエンドユーザーに提供されるシスコ・サービスの記述及びシスコがシスコ・サービスを提供する契約条件を記載したものです。それぞれの購入可能なシスコ・サービスには固有のサービス・ディスクリプションが存在し、それらはwww.cisco.com/go/servicedescriptions/に掲載されています。
20. **本ソフトウェア**とは、シスコが開発又は販売した、機械で読み取り可能な（オブジェクトコード形式）コンピュータプログラム及び関連するドキュメンテーションであり、それに対してシスコが使用許諾を行うものをいいます。本ソフトウェアは「販売」されるものではありません。
21. **契約地域**とは、登録パートナーが、シスコによって認められたパートナー登録申込において特定した国をいいます。
22. **非認可シスコ製品**とは、リセラーが、直接または間接的に、シスコ及び／又は公認供給元以外の者から購入した又はエンドユーザー以外の第三者に販売した純正のシスコ製品又はシスコ・サービスをいいます。非認可シスコ製品に偽造品は含まれません。

パート B リセラーの条件： このパート B は、本パートナーがシスコ製品及び／又はシスコ・サービスを再販売する場合に適用されます。

1. シスコによる権限付与及び再販売ルール

- 1.1 **シスコによる権限付与** 本契約期間中、シスコは、リセラーに対し、公認供給元のみからシスコ・サービス及びシスコ製品を購入し及び／又はライセンスを受け、契約地域内でシスコ製品を利用しシスコ・サービスを受けるエンドユーザーへ直接当該シスコ・サービス及びシスコ製品を再販売及び／又は再頒布する権利を、本契約により与えます。
- 1.2 **契約地域以外での再販売の禁止** リセラーは、契約地域外で、シスコ製品又はシスコ・サービスの注文の勧誘、販売員の雇用、再販売、及び倉庫又は他の販売センターの設置を行わないことを同意します。
- 1.3 **エンドユーザーへの販売** リセラーは、本契約に従いエンドユーザーへの再販売のみを目的としてシスコ製品及びシスコ・サービスを取得することを確認します。リセラーは、他のリセラーがシスコ又はその他の仕入先によりシスコ製品又はシスコ・サービスの再販売又はライセンスを行う権利を与えられているか否かを問わず、シスコ製品又はシスコ・サービスを他のリセラーに再販売、ライセンス、サブライセンス又は頒布しません。本パート B の第 1.3 条の上記規定に拘らず、リセラーは、シスコが承認したリセラーが純粋にエンドユーザーとしてかつ契約地域での自己の内部使用のみを目的としてシスコ製品又はシスコ・サービスを購入し使用することを条件として、契約地域内のシスコ製品又はシスコ・サービスの他のリセラーにシスコ製品又はシスコ・サービスを再販売することができます。

シスコ・サービスについてエンドユーザーから購入注文を承諾する前に、リセラーは(a)当該エンドユーザーに対して関連するサービス・ディスクリプション及びwww.cisco.com/go/servicedescriptions/に掲載されているエンドユーザーの義務を示し、又はかかる文書の最新の写しをエンドユーザーに対して提供するものとします。

- 1.4 **偽造品又は非認可シスコ製品** リセラーは、偽造品もしくは非認可シスコ製品の購入及び再販売、又はかかる偽造品もしくは非認可シスコ製品に関連するサービスの再販売、が本契約の範囲外であり、当該非認可シスコ製品の再販売に関してリセラーが本契約で許諾された権利を有しないことを、確認します。

さらにリセラーは、破損した、盗まれた、又は故障したシスコ製品について、シスコ・サービスを購入することができないことを確認します。本契約に明示的に組み入れられた、シスコの公表されたノン・エンタイトルメント方針の詳細は次のウェブページに記載されています
http://www.cisco.com/en/US/products/prod_warranties_listing.html

万一、シスコが、リセラーが非公認供給元から購入した非認可シスコ製品を再販売または際流通したとの決定を下した場合、シスコは裁量により、(a)第 C.13.7 条に基づき、シスコ製品に関するリセラーの購入及び再販売の記録を監査し、及び／又は(b)監査に要した合理的な費用の全てをリセラーに請求し、及び／又は(c)リセラーへの出荷を停止し、及び／又は(d)本契約を第 C.2.2 に基づいて本契約を解除する権利を有します。

全ての非認可シスコ製品について、上記のノン・エンタイトルメント方針にしたがって、シスコは当該製品についてシスコサポートを拒否する又は行なわない権利を留保します。

1.5 シスコ・サービスの更新

(a) サービス契約期間満了日の60日前： 遅くともシスコ・サービス契約の期間満了日から60日より前に、シスコまたはシスコが認める代理人は、シスコ・サービス契約更新の通知をリセラー及び／又は特定されたエンドユーザーに送付することがあります。その場合、リセラーは(i)当該エンドユーザーとのサービス契約更新手続きを開始し、記入したサービス契約更新と有効な購入注文をシスコへ送付し、又は(ii)シスコ・サービスを更新しない旨の意思を書面でシスコに通知します。

(b) シスコサービス契約の期間満了日： もし、シスコ・サービス契約の期間満了日において、リセラーがシスコ・サービスを更新しなかった場合、シスコ又はシスコが認める代理人はエンドユーザーに連絡して、かかるシスコ・サービスを、直接シスコと、又は他のシスコ公認のリセラーを通じて、更新することができます。

1.6 保守されていないシスコ製品 もし、リセラーが製品の購入時にシスコ・サービスを再販しないことを選択した場合、又は、シスコ製品がいかなる理由であれ、最初に配置された時以降、保守されていない状態になった場合、リセラーは、エンドユーザーの名前、住所、及び電話番号を含むがこれらに限られない、エンドユーザー情報を、当該製品が保守されなくなってから90日以内に、シスコに提供するものとし、シスコに対して、リセラーにより特定された保守されていないシスコ製品について、サポートサービスを契約する目的でエンドユーザーに連絡することを認めます。

2. **付加価値の要件** リセラーがエンドユーザーにシスコ・サービス又はシスコ製品を再販売する毎に、リセラーは自己の付加価値を加えるものします。リセラーは、見込みエンドユーザーにエンドユーザーの所在地でシスコ製品のデモンストレーションを行い、かつリセラーにより再販売された各シスコ製品についてプロフェッショナル・サービスを提供することができなければなりません。

3. **リセラーの義務**

3.1 販売時点情報の報告 リセラーは、(i) 公認供給元に発行したシスコ製品の注文書に、又は(ii) シスコ若しくは公認供給元から当該請求を受けた日から5日以内に書面で、各エンドユーザーの完全な名称及び住所を特定するものとし、リセラーは、シスコに対して適切なエンドユーザー情報を提供することがシスコにとって、該当する保証及び／又は他のサービスを提供するため、そしてエンドユーザーがそれらを受け権利を有することを確認するため、決定的に重要な意味をもつことを確認します。リセラーが重大かつ正当な理由なく適時にかかるエンドユーザー情報を提供しないことは、シスコが期間満了前に本契約を解除する原因となることがあります。さらに、リセラーは、シスコ及び／又はリセラーがシスコ・サービス及びシスコ製品を購入し及び／又はライセンスを受ける公認供給元によって随時公表される販売時点情報の報告に関する他の要求に従うものとし、

3.2 公認供給元との契約 リセラーは、各公認供給元がリセラーに公認供給元との契約の締結を要求する場合がありますことを了解します。本パートナーは、各公認供給元がシスコを代理して行動し又はシスコを拘束し若しくは代表する権限を一切有しない、独立した当事者であることを確認し、承諾します。したがって、当該契約がシスコを当該契約の受益者である第三者として明確に特定している場合を除き、当該契約は、リセラーとリセラーが当該契約を締結した各公認供給元との間でのみ締結されたと考えられます。誤解を避けるための確認ですが、本契約は、シスコとの販売、購入又は販売代理店契約を構成するものではありません。シスコ製品及び／又はシスコ・サービスの販売、購入又は販売代理に関するリセラーと公認供給元との間の取決めは、リセラーとリセラーが選択した各公認供給元との間の別個の具体的な契約にて規定される必要があります。

- 3.3 追加的要件 リセラーは、シスコが直接契約を締結した特定のエンドユーザーへのシスコ製品及びシスコ・サービスの再販売については、リセラーが追加的要件を満たし、かつシスコと補足的な契約を締結することを求められる可能性があることを確認します。各リセラーは、シスコがリセラーに対し、当該リセラーへの特定のシスコ製品の提供を公認供給元に許可する前に、例えば特別のスペシャリゼーションなど、特定の要件を満たすことを要求できることを、確認します。

4. アメリカ合衆国政府機関への販売

- 4.1 リセラーは、シスコの明確な書面による事前同意を得ない限り、アメリカ合衆国の連邦政府、州政府若しくは地方自治体（例えば、大使館、軍事基地などを含みますが、これに限られない。）の一部を構成し、又はその調達要件が適用される、局、省又は如何なる法主体（全部又は一部が契約地域に所在するか否かを問わない）に、如何なるシスコ製品も、直接又は間接を問わず、頒布又は販売してはいけません。
- 4.2 政府機関の条件 シスコは、再販売又は内部使用について、合衆国政府の連邦調達規則（以下「FAR」という。）及びその付録、国防省の FAR 又は NASA の FAR を含む、政府のフローダウン規定を承諾しません。さらに、シスコは、リセラー又はリセラーのエンドユーザーに、政府が求める表明又は証明を提供しません。
- 4.3 上記に拘らず、リセラーは、表明又は政府のフローダウンに関する上記のシスコによる否認を含めた、本契約及び該当するシスコの制限及び資格に関する要件に従うことを条件として、契約地域内の連邦、州及び地方政府に、シスコ製品及びシスコ・サービスを再販売することができます。

5. 価格

シスコ・サービス及びシスコ製品の対価としてリセラーが支払う価格は、リセラーが当該シスコ・サービス及びシスコ製品を購入する公認供給元が設定します。リセラーは、自己の再販価格を独自に決定することができます。

6. リセラーの頒布権

- 6.1 権利の許諾 本契約期間中、シスコは、リセラーに対し、シスコ製品に組み込まれ又は含まれた全ての財産権を公認供給元から受領し、契約地域に所在するエンドユーザーに頒布する、限定的、非独占的、撤回可能なライセンスを許諾します。リセラーは、本契約終了から 30 日間、当該頒布を継続することができます。本契約のパート B の第 1 条により認められる範囲外のシスコの財産権を含むシスコ製品（全ての本ソフトウェアを含みますがこれに限られない。）の頒布は、禁止されています。シスコ製品は、本ソフトウェアの使用、コピー又は頒布につき追加的な制約を課しているライセンス条件に従います。
- 6.2 シスコに留保された権利 上記のパート B の第 6.1 条でリセラーに与えられた限定的ライセンスを除き、シスコは、シスコ製品に組み込まれ又は含まれた各財産権に関する全ての権利、権限及び利益を留保します。リセラーは、上記のパート B の第 6.1 条に定められている場合を除き、同社が、他のリセラー又は登録パートナーを含みますがこれに限られない、他の自然人又は法主体のために本ソフトウェアを複製又は頒布できないことを確認します。
- 6.3 ライセンスの制限及び条件 リセラーは、全ての形式のシスコ製品に付された著作権表示、商標、ロゴ又は秘密保持の表示の取り外し、変更又は破棄を行わないものとします。リセラーは、本パート B の第 6 条において具体的に認められている場合を除き、本ソフトウェアのコピー又は頒布を行わないものとします。リセラーは、シスコ又は公認供給元以外から受領した本ソフトウェア（シスコ製品の一部として受領した本ソフトウェアを含む）を再頒布しないことを同意します。リセラーは、本ソフトウェアの翻訳、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わず、かつシスコが当該シスコ製品とともに提供する全てのエンドユーザー・ライセンス条件及びエンドユーザー向文書を、リセラーがシスコ製品を再販売する各エンドユーザーに渡すものとします。当該エンドユーザー・ライセンス条件の最新版は、以下の URL で入手することができます。

http://www.cisco.com/univercd/cc/td/doc/es_inpk/cetrans.htm

パート C 一般条件

1. **本パートナーの特典** 本パートナーが本契約に基づく自己の義務を遵守することを条件として、本パートナーは、以下の特典を受けることができます。
 - 1.1 **Cisco.com へのアクセス** 本パートナーは、Cisco.com ウェブサイト（従前の「CCO」）上の情報及びツールにパートナーレベルでアクセスできます。ただし、本パートナーによる当該情報の使用が、Cisco.com の条件（本パートナーが Cisco.com からソフトウェアをダウンロードする際に、それに関わるシスコのソフトウェア使用許諾条件を含むが、それに限定されない）及び以下のパート C の第 4 条に定められた本契約の守秘義務に従うものであることを条件とします。
 - 1.2 **パートナー・ロケーターへの掲載** 本パートナーがシスコに掲載してほしくない旨を書面で伝えない限り、シスコは、Cisco.com ウェブサイトのシスコパートナー・ロケーター・ツールに本パートナーを掲載することができます。
 - 1.3 **登録パートナーロゴ** パート C の第 3 条に従うことを条件として、本パートナーは、契約地域内のエンドユーザーに対するシスコ製品、シスコ・サービス及びプロフェッショナル・サービスの販売を促進するために、登録パートナーロゴを使用する権利を有します。
 - 1.4 **パートナーE ラーニングアクセス** 本パートナーは、シスコが契約地域内で本パートナーに当該サービスを提供する範囲で、パートナーE ラーニングコネクッションに登録する権利を有します。
2. **契約期間及び解除**
 - 2.1 **契約期間** 本契約は次のいずれか遅い方に終了します：(a) 両当事者の書面による合意によって延長され、又は本契約に基づき中途解約されない限り、シスコが本契約を承諾した日から 1 年後、または(b)本パートナーの最新のサーティフィケーション又はスペシャリゼーションが失効した日。
 - 2.2 **解除** 本契約の契約発効日から最初の 30 日間は、シスコは本契約を何らの理由なく、催告なしに解除することができるものとします。本契約の契約発効日から最初の 30 日間の経過後、いずれの当事者も、相手方に対する 30 日以上前の書面による事前通知により、自己の都合により、いかなる理由であれ又は何らの理由なしに、本契約を解除することができます。シスコは、本パートナーに本契約の重大な違反があった場合、10 日間の通知により、本契約を解除することができます。ただし、本パートナーがパート B の第 1.4 条、パート B の第 2 条、パート B の第 6 条、パート C の第 3 条、パート C の第 4 条、パート C の第 9 条及びパート C の第 12 条のいずれかの規定に違反した場合、シスコは、本契約を直ちに解除することができます。
 - 2.3 **契約終了の効果** 本契約の解除又は期間満了時に、本パートナーが公認供給元からシスコ・サービス及びシスコ製品を購入する権利は直ちに終了し、シスコは、上記のパート C の第 1 条に列挙した本パートナーの全ての特典を停止し、また、本パートナーは、(a) 自らをシスコ登録パートナーと表明することを停止し、かつ (b) 本マークの使用を中止するものとします。
3. **登録パートナーロゴ及び他の本マークの使用**
 - 3.1 本契約期間中、シスコは、本パートナーに対し、エンドユーザーに対するシスコ製品及びシスコ・サービスの再販売を促進することのみを目的として、当該再販売が本契約の全ての条件に従うものであることを条件として、登録パートナーロゴを含む本マークを契約地域内で使用する権利を許諾します。本パートナーは、シスコの商標又はサービスマークを如何なる製品にも付けてはならないものとします。本パートナーによる本マークの使用は、以下の URL に定められたガイドラインに従わなければなりません。
www.cisco.com/go/partnerlogo
本パートナーによる本マークの使用は、以下の URL に定められた商標使用方針にも従わなければなりません。
<http://www.cisco.com/logo/trademark.pdf>
 - 3.2 本パートナーは、偽造品の取得、使用、販売促進又は再販売を行ってはなりません。さらに、本パートナーは、第三者が保有する偽造品の存在又はその疑いをシスコに速やかに通知し、また、シスコの請求により、偽造品を保有する第三者に対する訴訟を遂行する上でシスコを支援することに同意します。本パート

ナーは、シスコ製品に付された、あらゆる形態の著作権表示、商標、トレードマーク、ロゴ、機密性の表示、シリアル・ナンバー又は他の製品特定情報を削除、変更、又は破壊しません。

- 3.3 本パートナーが偽造品の取得、使用、販売促進又は再販売を行なった場合、シスコは、任意に、以下の 1 つ又は複数の措置を講じることができるものとします： (i) 本パートナーに対し、シスコによる請求から 10 日以内に、本パートナーがエンドユーザーに販売した全ての偽造品を回収し破棄し、当該製品を本物の同等のシスコ製品と交換するように求めること、 (ii) 本パートナーに対し、シスコの書面による請求の受領から 5 日以内に、仕入先、発送の明細、及び本パートナーが偽造品を再販売した全ての買主を含みますがこれに限られない、全ての本パートナーによる全ての偽造品の取得に関連する全ての詳細をシスコに報告するように求めること、 (iii) かかる偽造品に対するいかなるサービス・サポートの提供を拒否すること、及び/又は(iv)パート C の第 2 条に従い本契約を直ちに解除すること。
4. **秘密保持及び公表** 本パートナーがシスコから秘密と表示された情報を受領した場合、本パートナーは、自己の重要な営業情報を保護する上で用いるのと同程度の注意（但し、合理的な水準の注意を下回ってはならない）を用いて、当該情報を保護し、シスコの書面による事前同意を得ない限り、当該情報を第三者に開示しないものとします。本パートナーは、シスコ製品及びシスコ・サービスの販売促進及び再販売に関連してのみ、当該情報を使用するものとします。本契約の解除又は期間満了時に、本パートナーは、シスコが本パートナーに提供した秘密情報を直ちに返還します。本契約に明示的な規定がある場合を除き、シスコ及び本パートナーはいずれも、相手方の書面による明示的な同意を得ない限り、公認又は登録パートナーとして本パートナーを特定するプレス・リリース又は他の公表を行わないものとします。さらに、本パートナーは、シスコの営業上の評判を損ね若しくはその可能性のある行為、又はそのような事項の発表若しくは他のコミュニケーションを行わないものとします（また第三者にこうしたことをさせないものとします）。
5. **情報の利用条件** Cisco.com を通じて本パートナーが入手することができる情報は、Cisco.com の「ご利用条件」に記載した条件、及びシスコが Cisco.com を通じて本パートナーに通知する追加的条件に従うことを条件として、利用することができます。Cisco.com を通じて提供された情報は、シスコ製品及びシスコ・サービスの販売促進及び再販売に関連する場合に限り用いることができます。
6. **限定的保証／保証責任の排除**
- 6.1 **保証** シスコ製品に関してシスコが提供する唯一の保証は、シスコ製品に添付されている限定的保証書であり、保証書がシスコ製品に添付されていない場合は、以下の URL に記載されている限定的保証となります。
http://www.cisco.com/en/US/products/prod_warranties_listing.html
- 6.2 **保証責任の排除** 上記パート C の第 6.1 条に記載した限定的保証書に明記されているものを除き、商品性、特定目的適合性（シスコが目的を認識している場合も同様）、権利不侵害、品質の満足性、又は取引の過程、法律、慣行若しくは取引実務から生じる黙示の保証又は条件を含むがこれに限られない、明示的又は黙示的な全ての条件、表示又は保証は、適用される法律により認められる最大限の範囲で、本契約により排除されます。黙示の保証を除外できない範囲において、当該保証は、上記のパート C の第 6.1 条に記載した限定的保証書に定めた 90 日の期間に限定されるものとします。この排除及び除外は、上記の明示的な保証ではその本質的な目的を達成できない場合においても適用されます。
- 6.3 本パートナーは、シスコを代理してパート C の第 6.1 条で言及した限定的保証の範囲を超える保証を行わないものとします。本パートナーは、パート C の第 6.1 条で言及した限定的保証の範囲を超えて本パートナーが行った保証について、シスコを免責補償することに同意します。
7. **責任の制限** 本契約の別段の規定に拘らず、本契約に基づき発生したクレームその他に対するシスコ及びそのサプライヤーの全ての責任は、当該責任を生じさせる事件又は状況の直前 3 ヶ月間にシスコ・サービス及びシスコ製品について本パートナーが自己の公認供給元に支払った金額を上限とします。当該責任の制限は累積的なものであり、事件毎のものではありません。
8. **派生的損害賠償の放棄** シスコ又はそのサプライヤーは、契約、不法行為（過失を含む）又はその他の原因に基づくかを問わず、付随的、特別、間接、懲罰的若しくは派生的損害賠償、収入の損失、逸失利益、又はデータの損失若しくは破壊について、シスコ又はそのサプライヤーがその可能性を認識していた場合であっても、一切責任を負わないものとします。
9. **輸出の禁止及び管理**

- 9.1 輸出の禁止 シスコの社長の明示的な書面による事前同意を得ない限り、本パートナーは、契約地域外にシスコ製品を輸出しないものとします。
- 9.2 輸出管理 本パートナーは、本契約に基づき本パートナーが購入し再販売することができる、シスコ製品及び技術又はその直接の産物（以下「シスコ製品及び本技術」という。）が、契約地域及びアメリカ合衆国（以下「合衆国」という。）の法律及び規制に基づく輸出管理の対象であることを了解します。本パートナーは、シスコ製品及び本技術の使用、輸出、再輸出及び移転に適用される当該法律及び規制を遵守し、全ての必要な合衆国及び地域の承認、許可又は免許を取得するものとします。シスコ及び本パートナーはそれぞれ、当該承認及び免許の確保に関連して相手方が合理的に必要とする情報及び支援を相手方に提供し、かつ全ての必要な補足資料を取得するために適時措置を講じることに同意します。本パートナーは、購入及び利用し又は頒布したシスコ製品及び本技術の輸出、再輸出及び移転の完全、真正かつ正確な記録を、合衆国及び地域の法律に従い、当該輸出、再輸出又は移転の日から 5 年以上、保管することに同意します。本パートナーは、合衆国の使用、輸出、再輸出及び移転に関連する法律の遵守に関する詳細な情報を以下の URL で入手できることを確認します。
- http://www.cisco.com/www/export/compliance_provision.html

本条項に基づく本パートナーの義務は、本契約の期間満了又は解除後も存続します。

10. 連絡先の維持義務

- 10.1 維持義務 2004 年 9 月 20 日以降、本パートナーは常に最低でも一名以上の有効な連絡先をシスコ・チャンネル・パートナー・データベースに登録し続けることを要求されます。
- 10.2 有効な連絡先情報 本パートナーの連絡先が有効となるためには、パートナー・セルフ・サービス（以下「PSS」という。）データ管理ツールによって管理される、シスコのチャンネル・パートナー・データベース（以下「CPD」という。）に含まれるその連絡先情報が、氏名、住所、及び電子メールアドレスを含んでいなければなりません。シスコは、本パートナーに関係する有効な連絡先の最後の一つが PSS ツールにより CPD から消去された場合、本パートナーを CPD から登録抹消することがあります。本パートナーとしての地位を再び得るためには、新たな見込みパートナーとしてパートナー登録手続を本パートナーの従業員が行わなければなりません。
- 10.3 権利の留保 シスコは自己の完全な裁量によって決定する時期と手段により、十分に有効な連絡先を有しない本パートナーを登録抹消する権利を留保します。シスコは、その選択により、不十分又は有効でない連絡先情報の結果、登録抹消を行うことについて、何らかの通知を行うことを選択する場合もありますが、シスコは登録抹消に関して何らの通知を行う義務も負いません。
- 10.4 パートナー登録抹消の効果 本条の規定に従ってシスコが本パートナーを CPD から登録抹消した場合、又はその他本パートナーのパートナーとしての地位が CPD から抹消された場合、本契約はそれと同時に終了します。

11. エンタイトルメント 本パートナーは、シスコが、エンドユーザーがサービスを受ける権利が有することを確認すること及びエンドユーザーがシスコに対して該当するライセンス料金及びサポート料金を支払ったシスコ製品に対してだけサポート・サービスを受ける権利を有することを確認します。

12. 法令遵守（海外汚職行為防止法（FCPA）を含む） シスコ製品又はサービスの販売又は頒布に関連して、又はその他本契約上の義務を履行するにあたって、本パートナーは以下の事項を表明し、保証します。

(a) 本契約を履行する上で、本パートナーは、シスコ製品の包装、再販売又は使用に適用されるリサイクル又は回収のプログラムを含む、政府又は監督機関によって要求される全ての法律、全ての免許、許可及び承認を遵守し、かつ、シスコ製品が販売又は使用される地域の政府その他の管轄機関の電気通信法、贈収賄禁止法並びに他の法律及び規制に基づきシスコ製品の使用に適用される要件を含むがこれに限られない、全ての適用される法律、規則、方針及び手続（以下「適用法」と総称する。）を遵守します。

(b) 本パートナーは、米国の海外汚職行為防止法の違反についてシスコが責任を負うことになる行為を行わず、また、当該行為の許可も承認もしないものとし、かつ、シスコ製品及び／又はシスコ・サービスの販売、履行、サポート又は頒布に関連して、当該法律に自ら違反せず、またシスコに違反させないものとします。

- (c) 本パートナーは、シスコが下記の者と仕事を獲得又は維持することを助ける目的での直接又は間接の支払いなど、FCPA 又はその他の適用される贈収賄禁止法を違反する目的を含む、あらゆる不法な目的でシスコによって支払われた金銭又はその他の対価を利用しないものとします。
- (i) 政府職員（選挙によって選ばれたか、指名されたかを問わず、国際連合や世界銀行など、あらゆる公的な国際機関の役員、立法機関、司法機関、行政機関の立場を保持する者、又はかかる政府、国際機関、もしくは政府保有会社のために公式な資格で活動する者を含む。）
 - (ii) 政党又は政党職員
 - (iii) 公職の立候補
 - (iv) 上記のいずれかの者又は機関に対して、かかる金銭、対価、又は何らかの価値を有する物の全部又は一部が直接又は間接に申し出、提供又は約束されることを知っている者
- (d) シスコからの要請があった場合、本パートナーは、この条項に含まれる内容と実質的に同様の内容で、書面によるFCPA 遵守表明書を、その下請業者、コンサルタント、代理人、使用人が署名することを要求するものとします。
- (e) 本契約の監査条項に記載された本パートナーの記録保持義務は、本条項の本パートナーの表明と保証についても等しく適用されるものとし、シスコの監査権は本パートナーによるFCPA 及び他の汚職禁止法の遵守に適用されるものとします。
- (f) 本パートナーが本条項に記載された表明と保証のいずれかに違反した場合、本契約の他の条項にかかわらず、シスコは本契約を直ちに書面の通知により解除することができるものとします。本パートナーは適用法令のいかなる違反について、シスコを免責し、補償します。
- (g) FCPA に関するさらなる情報は次のところに記載されています。
<http://www.usdoj.gov/criminal/fraud/fcpa/dojdocb.htm>
シスコは最高水準の商業道徳を保つよう努力しています。もし、ビジネスのやり方について懸念を感じることがありましたら、シスコ宛にethics@cisco.comまでご連絡頂くか、シスコのヘルプラインにお電話下さい。北米におけるフリーダイヤル **1-877-571-1700** 又は全世界の電話番号（着信人通話料負担）、**001-770-776-5611**

13. 雑則

- 13.1 **準拠法の選択** 本契約の効力、解釈及び執行については、抵触法の原則を適用することなく、日本国の国内法が適用されます。各当事者は、日本の東京地方裁判所の管轄に服することに同意します。
- 13.2 **譲渡** 本パートナーは、シスコの明示的な書面による事前同意を得ない限り、本契約又は本契約に基づく権利を譲渡することはできません。これに違反する譲渡の試みは、本契約を直ちに解除し、かつ法的効力を有しません。
- 13.3 **両当事者の関係；パートナーシップの不存在** 本契約の各当事者は、独立した契約者です。本契約は、代理、パートナーシップ、ジョイントベンチャー、雇用又はフランチャイズの関係を創設するものではありません。さらに、本契約はシスコと本パートナーの被用者との間に労使関係を創設するものではありません。本パートナーは、労働法及び／又は社会保障規則を含む適用法の本パートナーによる不遵守に関連して生じた全ての訴訟又はクレームを含む、本パートナーの被用者による全てのクレーム又は訴訟についてシスコを免責補償します。いずれの当事者も、相手方を代理して如何なる性質のものであれ義務を引き受け若しくは発生させ、又は如何なる点においても相手方を拘束する権利も権限も有しておらず、また、こうした行為を行わないものとします。本契約における「パートナー」という言葉の使用に拘らず、両当事者は、両当事者間にパートナーシップという法律関係を創設することを意図しておらず、また、いずれの当事者も当該法的関係が両当事者間に存在するものと第三者に対し主張せず、また、他の方法でこうした主張を行わないものとします。
- 13.4 **存続** パート A 並びにパート B の第 3 条、パート B の第 4 条、パート B の第 6.2 条、パート B の第 6.3 条、パート C の第 2 条、パート C の第 3.3 条並びにパート C の第 4 条からパート C の第 13 条までは、本契約の期間満了又は解除後も存続するものとします。
- 13.5 **通知** 本契約に基づき求められる全ての通知は、(a) 本パートナーによる場合は、contract-notice@cisco.com に宛てて行い、及び (b) シスコによる場合は、本パートナーが本パートナーのパートナー登録申請によって指定した電子メールアドレスに宛てて行なうものとします。通知は、電子メールの送信日の翌営業日に受領したものとみなされます。

- 13.6 **執行可能性** 本パートナーは、自己が指定した電子メールアドレスが、本パートナーを代表して本契約及びその変更契約を締結する能力及び権限を有する者の電子メールアドレスであることに同意します。本パートナー及びシスコはそれぞれ、本パートナーが本契約を電子的な方法で提出し承諾することから生じる本契約の有効性又は執行可能性に対する抗弁を放棄します。本パートナーが本契約を証明する物質的な文書を必要とする場合、本パートナーは、(i) 承諾した本契約を印刷し、又は(ii) 署名のある本契約をシスコに請求することが可能であり、後者の場合、本パートナーは、本契約の原本2部を印刷し、署名した上でシスコに提出するものとします。当該印刷による原本は、シスコがその署名を付した原本1部を本パートナーに返還しない限り、シスコによって承諾されたものとはみなされません。
- 13.7 **監査** 本パートナーは、一般に公正妥当と認められる会計原則に従い、シスコのマーケティング及び販売のプログラムの遵守、本ソフトウェアの使用及び移転、エンドユーザーの名称及び場所、並びにシスコ製品の輸出に関する情報を含む、購入し再販売した各シスコ製品及びシスコ・サービスの完全、真正かつ正確な記録及び帳簿を管理するものとします。本パートナーは、15日前の書面による通知がある場合、通常の営業時間に、本パートナーが関連する記録を保管する場所で、シスコによる監査のために当該記録を提供します。本パートナーは、本契約の重大な違反が明らかになった場合、監査を実行する上でシスコに発生した全ての費用を負担しなければなりません。加えて、本パートナーは、シスコ又はその独立した監査人が、本パートナー及びその公認供給元によるシスコの方針及び適用される法律の遵守の監視及び担保を目的として、他の特定の監査を随時行うことができることを了解します。当該監査は、偽造品の取得、使用、販売促進又は再販売の防止のための調査を含みますがこれらに限られません。本パートナーは、要求された場合、シスコの監査人と協力し、正確かつ真実の情報を提供しなければなりません。全ての場合において、本パートナーは、監査及び／又は調査により、パートBの第1.2条、パートBの第1.4条、パートCの第3条及びパートCの第11.7条を含むがこれに限られない、本パートナーによる本契約の重大な違反が明らかになった場合、当該監査及び／又は調査を実行する上でシスコに発生した全ての費用、手数料及び経費を負担し、及び／又は直ちにこれをシスコに返還することを同意します。本パートナーは、上記の監査権に加えて、シスコが、パートBの第1条、パートBの第5条、パートCの第3条及びパートCの第11条を含むがこれに限られない、本契約及びシスコの方針の本パートナーによる遵守又は不遵守を、エンドユーザーに確認し、及び／又は伝えるために、いつでもエンドユーザーと直接連絡を取ることができることを了解し、同意します。
- 13.8 **URL** 本パートナーは、本契約の中で参照した全てのワールドワイドウェブサイト／URL／アドレス／ページにおいてシスコが提供する情報に、アクセスする能力があり、アクセスを完了し、読了した上で同意することを本契約により確認します。本パートナーは、シスコがリセラーに通知することなくURLアドレスを変更し、又は如何なるアドレスであれアドレスでの情報の提供を終了できることを了解します。
- 13.9 **他の救済方法** 全ての本契約に定めたシスコの救済方法は、シスコが利用することができる他の権利及び救済方法に追加されるものであり、当該権利及び救済方法を制限するものではなく、シスコは本契約により当該権利及び救済方法を明示的に留保します。
- 13.10 **分離可能性** 本契約のいずれかの条件が、監督機関又は管轄裁判所により違法又は執行不能となり、又は宣言された場合、当該条件は無効となり本契約から削除されたものとみなされます。全ての本契約の残りの条件は引き続き完全に有効です。上記に拘らず、本条項が適用され、その結果、いずれかの当事者が本契約の価値が自己にとって著しく損なわれたとその裁量で判断した場合、影響を受けた当該当事者は、相手方に対する書面による通知により本契約を解除することができます。